

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

A-

1. 訴因変更の可否

訴因の変更は「公訴事実の同一性を害しない限度において」(刑事訴訟法(以下略)312条1項)に認められる。この「公訴事実の同一性」について、どのように解すべきかが、まず問題となる。

訴因は、当事者主義が採用されている現行刑事訴訟法(256条6項等参照)において、裁判所に対し、審判対象を画定する機能を持つ。^(審理範囲の中で)ここで訴因の基礎となる事実に変動があった場合、検察官が都度、公訴の提起をやり直し、審判対象の画定をやり直さなければならないとすれば、裁判の長期化を招き、^(訴訟不経済であるばかりでなく)被告人の迅速な裁判を受ける権利(憲法37条1項)を損う結果となる。とは言え、訴因は被告人にとっては防御権の告知であるという機能もあり、安易な訴因変更が許されるとすれば、被告人の防御権を十分な行使を困難にし、その行使のないまま有罪認定を受ける虞~~あり~~不利益を被らせることになる。このため、訴因を変更するかどうかによって生じるこれらの問題を調整し、被告人に対し、不意打ちとならず、裁判所としても前訴因と実質的に同一と認められる限度で訴因の変更を認めなければならないのが、312条1項の趣旨と解すべきである。

しにがって、「公訴事実の同一性」とは、訴因~~事実~~において示された犯罪事実の基本的事実関係が社会通念上同一と認められる場合に認められるものと解すべきである。具体的には、前訴因で示された事実と後訴因で示された事実が~~異なる関係~~両者の罪体を比較したときに非両立の関係にあり、両者が同じ事実の異なる評価に過ぎないと解される場合に認められるものである。

よー指摘してる。
適宜に論理の展開してる。

ok.

18 ページ

裏面へ

2. ~~前訴因~~ - 両訴因の比較

本件において、前訴因と後訴因の内容を比較する。

まず、どちらも ~~窃盗~~ Xの窃盗未遂の公訴事実を示したものである。両者は、犯行が行われた時刻、Xが行った窃盗行為の態様、^{事件がある場所}警備員に犯行を目撃され、窃盗目的の達成が未遂に終わったという点について一致している。異なる部分は、

犯行場所の表示が「阪大モール内フードコート入口前」となっていたものが、「本件店舗内」と変更されている点と、被害者が「A」から「B」への変更されている点の2つである。

前者の点については、~~前訴の公訴因を元に行われた公判廷で犯行~~単に同じ場所について、既に公判廷で共有されている情報であるから、略式的な表現に変更したに過ぎないもので、

実質的な事実の変動を伴うものではないと見るべきである。したがって、本件 ~~前訴因~~ 変更で問題となるのは、被害者が「A」から「B」へと変更されている点のみである。

3. 公訴事実の同一性

被害者が誰であるかは、とりわけ表から財物を ひったくろう する態様で行われる窃盗の犯罪事実の罪体の重要な一部である。したがって、原則的には、この点に変動があった場合には、両訴因は ~~両立し得る状態~~ となり、「公訴事実の同一性」が害されることになる。と考えられる。

しかし、これを本件について検討すると結論は異なる。本件において、犯行当時「A」と「B」は2人一緒に隣で歩いているところ、Xからの ひったく の被害にあったとされている。前訴因において、被害者が「A」とされていたのは、目撃者であるCが、被害者がAかBかを明確には確認できず、事件直後の実況見分等でもAが被害者Bの代わりに証言した ~~からである~~。ことから、Pが被害者は「A」と誤認して ひったく である。このような事情を考慮し、被害者の表示が「A」であるのか「B」であるのか

適切な指摘です。

非常いふ指摘です。

ひったくりひたす。

特定解答
な〜
可能性あり
逃げかて
やりあす。

2巻 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

5	以外については、前訴因と後訴因は一致することを踏まえれば、被害者が「A」であるか「B」であるかは、<u>本件Xの窃盗未遂行為という一つの事実の異なる評価に過ぎない</u>と言わなければならない。したがって、Aに対する窃盗未遂とBに対する窃盗未遂は、互いに両立する関係にある事実とは言えないから、犯罪事実の基本的事実関係は社会通念上同一であると言える。 よって、本件訴因変更において、前訴因と後訴因には「<u>公訴事実の同一性</u>」が認められる。 4. 訴因変更の可否 <u>この論点に於いてはgood!</u> 本件訴因変更が、検察官Pによる公訴権の濫用(刑事訴訟規則1条2項)であり、許されないと言える場合ではないかについて念のため確認する。 上述の通り、前訴因と後訴因において「A」が被害者として表示されていたのは、検察官Pの誤解によるものであったが、その誤解は、目撃者Cの証言において被害者が不明確であったことと、Aがあたかも自身が被害者であるかのように振る舞ったことに起因する。AがBの未成年者飲酒を隠そうとしていたことを踏まえれば、検察官Pの誤解は、Pの責めに帰すべき事由でもなく、これに基づいてなされた訴因変更が公訴権の濫用であると評価されるようなものではない。 おまけ、おまけ 5. 結論 以上より、<u>本件訴因変更は「公訴事実の同一性」を害しない</u>ものであり、その他、<u>これを許すべきでない事情</u>もないことから、裁判所はこれを許すべきである。
---	--

よじやがらない。

※1挿入 (3ページ目4行目)

そして、訴因変更を認めた312条1項の趣旨の一つである。
被告人の防御にとり不意打ちとならないかという観点からも、
被告人Xが争うべき「Aからショルダーバックの中身をひた
くろりとしたか」が「Bからショルダーバックの中身をひた
くろりとしたか」に変更されたとしても、~~Xが実際にする防御~~
~~方法~~は前訴因と後訴因の両方で示された日時・場所
において、^{2人組の一方}ショルダーバックの中身を奪い去ろうとしたかという点
で一致する以上、Xが実際にする防御の方法に変わ
らず、Xにとり不意打ちにはならないと言える。

これは
違ふのでは?

※2挿入 (2ページ目19行目)

本件において、前訴因のもととなった供述や報告書におい
ても明確に被害者は「A」であり、「B」はその友人に過ぎ
ない旨が表示されていた。このことを鑑みれば、~~本件に~~
おいても被害者が「A」であることを前提に裁判所の審判
対象は固定され、被告人^{に争う点}の防御の範囲も被害者が「A」で
ある範囲だと言えようである。

以上

- 全体的によく読んでいる解答です。問々々という論点から比較的
論点しにくいものまでよく鑑みられ、上位解答に入っても
おかしくないレベルでしょう。
- おそらく、本件はひたくりびととして争うべきではないでしょうか?
- いくつか特定解答板へ可能性が示されています。
本は要旨はやはりおかしく記載です。